令和8年度　松本市会計年度任用職員募集要項（社会福祉）

1　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1名	○障がい福祉に関する業務 ・ケースワーカー

2　勤務条件

任用期間	令和8年12月1日から令和9年3月31日まで （勤務成績、予算、育休復帰等を考慮して更新を判断）
勤務場所	松本市役所　障がい福祉課 ※任用期間の途中で人事異動（業務変更）を行う場合があります。
報　酬	月額 239,100 円 ※国の人事院勧告により変動する場合があります。
諸手当	条例、規則等に定めるところにより通勤費相当額、期末・勤勉手当を支給
支給日	毎月21日
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務日 及び休日	⑴　勤務日：原則月曜日から金曜日 ⑵　休日：原則土日祝日、年末年始
勤務時間	8:30～17:15のうち7時間30分（休憩時間1時間）
休　暇	条例に定めるところにより年次有給休暇を付与 療養休暇及び特別休暇の制度あり
職員駐車場	原則なし（駐車場を利用する場合は、自費となる場合もあります）

3　応募要件

・【必須】社会福祉士、または精神保健福祉士の資格

・【必須】普通自動車免許をお持ちの方（運転可能な方）

4　その他

・今年度すでに会計年度任用職員採用選考に応募された方は、同職種には応募できません。

・採用となった場合、任用開始前に健康診断書を提出していただきます。